

「自動車整備分野特定技能協議会 運営規程」(平成31年4月4日付け国自整第6号)の一部を改正する通達 新旧対照表

平成31年4月4日付け国自整第6号

改正 令和元年6月20日付け国自整第32号

新	旧
<p>自動車整備分野特定技能協議会規約第9条に基づき、本運営規程を定める。</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(退会の届出)</p> <p>第5条 規約第8条第5項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等まで、第6号様式を持参又は郵送することにより行う。</p> <p>第6条 ～ 第8条 (略)</p> <p>附 則 <u>(令和元年6月20日 国自整第32号)</u> <u>本改正規程は、令和元年6月20日より施行する。</u></p>	<p>自動車整備分野特定技能協議会規約第9条に基づき、本運営規程を定める。</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(退会の届出)</p> <p>第5条 規約第8条第2項に規定する届出は、同条第1項の届出を行った地方運輸局等まで、第6号様式を持参又は郵送することにより行う。</p> <p>第6条 ～ 第8条 (略)</p> <p>附 則 <u>本規程は、平成31年4月4日より施行する。</u></p>